

1. 事業の目的

この事業は、これまで木材利用が低位であった施設等の外構部の木質化により、木製外構の認知度の向上や木製外構に関連する知識の普及並びに情報の収集等の取組を支援し、木材の新たな需要を創出することを目的とするものであり、具体的には、外構部に利用できる木材の普及や耐久性を向上させる維持管理の方法など技術的な課題への対応等先進的な取組の効果を実証する取組（以下「企画提案型実証事業」という。）を支援します。全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）は、本要領に基づき、企画提案型実証事業を募集し、優れた提案を選定し、事業を実施します。

2. 公募の内容

2.1 公募する企画提案型実証事業の内容

公募する企画提案型実証事業は、外構部の木質化に係る先進的な取組の効果、又は普及効果の実証を通じて課題解決に取り組むものとし、以下のいずれかに係るものとします。

(1) 多様な木材の利用方法に関するもの

施工方法や部位や部材に応じた塗装方法など新たな木材の利用方法を企画し、確認するもの。

(2) 維持管理に関するもの

利用した木材の特徴を考慮した維持管理計画や点検スケジュールなど木製外構施設の維持管理に関して企画し、提案するもの。

(3) 外構施設における木材利用の効果の把握に関するもの

外構部の木質化による当該施設の利用者にとっての効果（快適性の向上等）や地域景観の改善の効果等について企画し、提案するもの。

2.2 対象となる施設

対象とすることができる施設は、外構部の木質化における先進的な取組の効果を実証するもの、又は広く普及効果を実証するものであって以下の要件をすべて満たすものとします。

(1) 屋外に設置される外構施設（非住宅のものに限る。）で固定されているもの。

(2) 一施設につき、0.5 m³以上の木材を用いて整備するもの。

(3) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下「クリーンウッド法」という。）に基づく登録木材関連事業者（以下「登録事業者」という。）が施工するもの。

(4) 全木協連が外構企画提案型実証事業として採択する旨の通知をした日付以前に施工着手していないもの。

- (5) 本事業以外の国からの助成を受けていないもの。
- (6) 反社会的勢力が整備し、又は所有するものではないもの。

2.3 使用する木材

企画提案型実証事業において、使用する木材は、クリーンウッド法に基づき合法性が確認された合法伐採木材（木材・木製品の合法性、持続可能性証明のためのガイドラインに基づく合法伐採を含む。以下同じ。以下「合法伐採木材」という。）とします。

2.4 応募資格

企画提案型実証事業の応募者は、企画提案型実証事業の対象施設を施工する工務店・建築・建設業者等であって、以下のすべての要件を満たす者としてします。

- ア 企画提案型実証事業の目的を理解し、外構部の木質化を積極的に推進する意思を有する者であること
- イ 「別添1」に定める企画提案型実証事業の内容を理解し、これを行う意思及び具体的計画を有し、かつ事業を的確に実施できる能力を有する者であること
- ウ 企画提案型実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること
- エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと
- オ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ロゴ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと

2.5 助成対象経費

(1) 企画提案型実証事業に係る事業費

助成対象となる経費は、提案された事業内容に係る木材費（合法伐採木材に限ります。）、木材加工費（合法伐採木材に係るものに限ります。）、基礎工事費並びにデータの収集等実証に必要な経費（消費税額を除きます。）とします。
なお、助成金額については、万円未満切り捨てとします。

(2) 企画提案型実証事業に係る事務的経費

企画提案型実証事業において計上できる経費は次のア～エのとおりです。

ア 技術者給

「技術者給」とは、実証のデータ収集や調査検討、報告書の作成等実証のとりまとめの業務についての実働に応じた対価です。なお、技術者給の算定に当たっては、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によることとします。

イ 需用費

「需用費」とは、企画提案型実証事業を実施するために必要となる材料費、消耗品費等の経費で、提案者の通常の運営に伴って発生する経費は除きます。

ウ 役務費

「役務費」とは、企画提案型実証事業を実施するために必要となる人的サービス等に対して支払う経費です。例) 基礎工事に係るもの、データ分析費、調査費、通信運搬費

エ 使用料及び賃借料

「使用料および賃借料」とは、企画提案型実証事業を実施するために必要となる器具機械、会場等の借上げに必要な経費で、応募者の通常の運営に伴って発生する事務所の経費は除きます。

2.6 計上できない経費

企画提案型実証事業の実施に必要なものであっても、次のものは計上できません。

- ・外構施設の木工事費（人工）
- ・土地等の不動産取得費、土地使用料
- ・会議費（飲料費等）、セミナー等参加費
- ・企画提案型実証事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・上記のほか、実証事業の実施に関連性のない経費

2.7 採択規模

本事業規模は、助成額として全体で1億円を予定しています。採択する件数の目安は、10件程度です。なお、1件あたりの助成金の上限額は30,000,000円とします。

2.8 企画提案型実証事業の応募方法

(1) 提出書類

応募者は、企画提案型実証事業提案書（様式1号、以下「提案書」といいます。）を2部作成し、以下の付属資料2部を添付し全木協連に提出するものとします。必要な付属資料は、以下のとおりとします。

- ① 申請者の資格を確認する書類（登記簿、建設事業許可書）
- ② 申請する施設の配置図（施設の規模・概要等が判読できるもの）
- ③ 申請する施設の平面図（同上）
- ④ 申請する施設の断面図（同上）
- ⑤ 申請する施設の立面図（同上）
- ⑥ 申請する施設の整備内容が確認できる見積明細書（木材費及び木材加工費、その他資材費、並びに諸経費（解体費除く。））の記載があるもの。
- ⑦ 申請する施設の木材使用量が確認できる木拾い表
- ⑧ 誓約書（実証事業者、施主の押印のあるもの）

全木協連は、上記のほか審査等に必要な追加資料等を求める場合があります。

(2) 公募期間

令和2年6月1日（月）～令和2年7月17日（金）17時まで

(3) 提案書の作成及び事業の内容等に関する問い合わせ先

事務局 全国木材協同組合連合会内 外構実証事業事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル

TEL 03-3592-1221 FAX 03-6550-8541 info@kinohei.jp

(4) 提案書の提出にあたっての注意事項

- ア 提出された提案書は返却しません。
- イ 提出された資料の変更または取り消しはできません。
- ウ 提案書の内容に虚偽があった場合は、無効とします。
- エ 要件を有しない者が行った提案は無効とします。
- オ 提出に必要な資料の作成、通信料等事業申請に係る費用は提案者の負担とします。
- カ 提出された資料の内容は、提出者の了解を得ることなく当該事業以外に使用することはありません。

3. 企画提案型実証事業の採択について

(1) 審査方法

全木協連は、提出された提案書の内容について、外部の有識者からなる審査委員会を設置し、審査を行います。全木協連は、審査委員会の審査結果を受けて、採択する企画提案型実証事業を決定します。

(2) 審査の観点

審査委員会では、2.1 から 2.3 の要件に基づき、事業内容の実現可能性や妥当性、企画の新規性や先駆性、成果の普及性、木材利用への貢献性、申請者の適格性などの観点から、採択の可否について助言します。

(3) 審査結果の通知

全木協連は、審査委員会の助言を踏まえ、採択の可否を決定し、採否の決定後速やかに、提案を行った応募者に対し、審査結果を審査結果通知書（様式 2 号）により通知します。

4. 企画提案型実証事業の実施及び注意点

4.1 企画提案型実証事業の実施

提案を採択された応募者（以下「外構実証事業者」という。）は、当要領に基づき速やかに事業を実施することとします。

なお、審査結果通知書（様式 2 号）に記載された日付以前に施工着手した企画提案型実証事業は、助成対象外とします。

4.2 企画提案型実証事業の申請の変更及び取下げ

- (1) 外構実証事業者は、3 で採択された企画提案型実証事業の内容の変更（助成見込み額の大幅な変更を含む。）が見込まれる場合は、事前に内容の変更の理由及び変更する内容等（施設の規模、構造、整備内容、木材使用量、見積額（木材費及び木材加工費、その他資材費並びに諸経費（解体費を除く。）等変更内容がわかる資料を添付す

ることとする。)を記載した変更承認申請書(様式3-1号)を全木協連に提出し、その指示を受けなければなりません。

- (2) 全木協連は、変更承認申請書の内容を審査した上で、変更承認書(様式3-2号)により、外構実証事業者に個別に通知することとします。
- (3) 外構実証事業者は、やむを得ない事情により企画提案型実証事業の実施が困難となった場合には、速やかに採択取り下げ申請書(様式4-1号)を全木協連に提出し、その指示を受けなければなりません。
- (4) 全木協連は、取り下げ申請書の内容を審査した上で、企画提案型実証事業採択取り下げ承認書(様式4-2号)により、外構実証事業者に個別に通知することとします。

4.3 進捗状況の報告

全木協連は、必要に応じ、外構実証事業者に対し、企画提案型実証事業の進捗状況に関する報告を個別に求めることができるものとします。

5. 事業実施の報告

外構実証事業者は、事業完了後、実証した事業内容について、実証を行う目的、課題、課題の解決に向けた取組とその成果等を実施報告書(様式第5号)としてとりまとめ、6で定める外構実証事業助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)と併せて全木協連に2部提出することとします。

6. 補助金の交付

6.1 交付申請書の提出

- (1) 外構実証事業者は、実証対象施設の整備完了後、速やかに交付申請書(様式6号)2部を、令和3年2月19日(金)17時(郵送の場合は当日の消印有効)までに全木協連に提出するものとします。
なお、「事業が完了した日」とは、事業対象施設の施工が終了した日とします。
- (2) 外構実証事業者は、(1)の交付申請書を提出するに当たり、消費税額を除外した金額で申請しなければなりません。

6.2 企画提案型実証事業の対象施設の検査

全木協連及び別添2に掲げる地域木材団体は、必要に応じ、実証事業対象施設の現地検査を行うことができるものとします。

6.3 助成金の額の確定等

全木協連は、交付申請書等の書類の審査を行い、その申請が実証事業の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定通知書(様式7号)により、その結果を外構実証事業者に通知するものとします。

6.4 助成金の支払い

外構実証事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、交付決定通知書の写しを添付して助成金交付請求書(様式8号)を全木協連が指定する期日までに全

本協連に提出しなければなりません。

7. 採択及び交付決定等の取り消し

- (1) 全木協連は、外構実証事業者がアからオまでのいずれかに該当するときは、外構実証事業者に対して、採択または助成金交付の全部若しくは一部を取消することができるほか、交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとします。
 - ア 提案内容が、交付申請書（様式6号）の内容と著しく異なる場合（事前に全木協連に協議があった場合を除く）
 - イ 外構実証事業者が助成金交付の決定内容及びその他法令に違反した場合
 - ウ 外構実施事業者が、企画提案型実証事業に関して不正又は虚偽の報告等を行った場合
 - エ 外構実証事業者が、企画提案型実証事業に関して不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定された場合
 - オ 外構実証事業者が、検査に協力しなかった場合
- (2) 外構実証事業者は、7の(1)による返還命令を受けたときは、すみやかに返還しなければなりません。
- (3) 7の(2)の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

8. 経理書類の保管及び報告等

- (1) 外構実証事業者は、企画提案型実証事業に要した費用について、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しておかなければなりません。
- (2) 外構実証事業者は、対象事業終了後3年間は、当事業による事業成果として、実証により整備した外構施設の状況を把握し、全木協連の求めがあった時には報告するものとします。

9. 実施に当たっての留意点

9.1 成果等の取り扱い

(1) 成果報告書等について

全木協連は、5において提出された報告書等について、一般に公開できるものとします。ただし、財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分について外構実証事業者が申し出た場合は、その一部を公表しないことができます。

(2) 工業所有権等の取り扱いについて

本事業により工業所有権等が発生した場合、外構実証事業者は、以下のア～ウの義務を負います。また、工業所有権を含む所有権の確立、維持等の費用は実施者の負担とします。

- ア. 実証事業を開始した年度の最初の日から5年以内に、実証事業の成果に基づく工業所有権等を出願し、もしくは取得した場合またはこれを譲渡し、もしくは実施権

を設定した場合に、当該出願等を行った年度の終了後20日以内に全木協連に報告することとします。

イ. 全木協連もしくは国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該工業所有権等を利用する権利を全木協連もしくは国に許諾することとします。

ウ. 当該工業所有権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該工業所有権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、全木協連もしくは国が当該工業所有権等の活用のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該工業所有権等を利用する権利を第三者に許諾することとします。

※工業所有権等とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、プログラムの著作物の著作権、データベースの著作物の著作権等のことをいいます。

(3) 報告及び収益納付等

企画提案型実証事業終了後5年間は、当事業による事業成果の実用化等に伴う事業成果の供給実績があった場合、その実績及び収益の状況を全木協連に報告していただきます。また、当事業期間終了後5年間に於いて、事業成果の実用化、工業所有権等の譲渡・実施権の設定またはその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと全木協連もしくは国が認めた場合には、全木協連が助成した経費の額を限度として、助成金の全部または一部を納付していただきます。

9.2 取得財産の管理等

外構実証事業者は、企画提案型実証事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

外構実証事業者は、1件当たりの取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具については、全木協連の承認を受けずに助成金交付の目的に違反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。ただし、全木協連の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、全木協連が助成した額を限度として、その収入の全部または一部を納付させることがあります。

9.3 外構実証事業者の責務

外構実証事業者は、企画提案型実証事業の実施および交付される助成金の執行にあたっては、進行管理、成果の公表等の責務、および本事業の推進全体についての協力の責務を負います。

9.4 事後評価に関するアンケート・ヒアリングへの協力

外構実証事業者には企画提案型実証事業終了後、事業の取組内容の調査、事業に関する評価のために、モニター調査、アンケート調査やヒアリング等に協力していただくことがあります。

10. 情報の取り扱い等

10.1 情報の公開・活用

(1) プレス発表等

助成金交付申請が承認された実証事業については、事業名、外構実証事業者、概要等をプレス発表し、併せて全木協連のホームページに掲載します。

(2) 事業等の公表

広く一般に外構の木質化促進のため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等により実施内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

10.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用するほか、セミナー、シンポジウム、アンケート等調査について利用することがあります。また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

11. その他

全木協連及び林野庁は、報告のあった成果を無償で活用できるほか、個人情報保護に配慮した上で公表できるものとします。

(附則)

この通知は、令和2年5月26日から施行するものとします。

別添 1

企画提案型実証事業の内容について

1 事業の趣旨

我が国の森林資源は本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要である。今後、人口減に伴う住宅着工戸数の減少が見込まれる中で木材需要の拡大を図るには、木材利用の意義について理解を得つつ、これまで木材利用が低位であった分野を中心に需要を開拓することが必要である。

このため、高い展示効果が期待される非住宅及び住宅について、

- ① 工務店、施主等における木製外構の認知度の向上、
- ② 工務店、施主等に対する防腐処理等の木材に係る正しい知識の普及等に取り組むとともに、工務店等から関連する情報を収集することとする。

2 事業の概要

企画提案型実証事業においては、波及効果が期待される施設における外構部の木質化を通じて、外構部の木質化における木材利用の拡大に係る課題解決等に貢献する方法を実証する取組を行うこととしており、外構実証事業者は、木製外構施設を施工した上で、全木協連に対し、以下のような内容を報告するものとする。

- ① 取組の目的・きっかけについて
- ② 企画提案型実証事業の施工方法・工夫等について
- ③ 施工した施設の点検スケジュール等維持管理計画の提案について
- ④ 取組の効果（先進性、独創性、波及性、普及啓発等）について
- ⑤ 成果の普及方法について
- ⑥ 今後の外構部の木質化に向けた方針（森林資源の循環利用に向けた今後の取組）について

3 その他

全木協連は、事業終了後も外構部への木材利用が普及するよう、外構実証事業者が報告した内容その他情報を基に木質化のコスト、効果、事例の分析等を実施することとし、外構実証事業者は令和8年3月末までの間、これに協力するものとする。

別添 2

地域木材団体一覧

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	e-mail
北海道木材産業協同組合連合会	060-0003	札幌市中央区北三条西 7丁目5番地1-2 道庁西ビル2階	011-251-0683 011-251-0684	doumokuren@woodplaza.or.jp
青森県木材協同組合	030-0151	青森市高田字川瀬 104- 1	017-739-8761 017-739-8749	aohiba@dance.ocn.ne.jp
岩手県木材産業協同組合	020-0024	盛岡市菜園 1-3-6	019-624-2141 019-652-1018	gankiren@poppy.ocn.ne.jp
宮城県木材協同組合	981-0908	仙台市青葉区東照宮 1- 8-8	022-233-2883 022-275-4936	miyagi_wood@waltz.ocn.ne.jp
秋田県木材産業協同組合連合会	010-0003	秋田市東通 2-7-35	018-837-8091 018-837-8093	AEL03072@nifty.com
山形県木材産業協同組合	990-2473	山形市松栄 1-5-41 森林会館内	023-666-4800 023-646-8699	yamawood@mokusankyo.com
福島県木材協同組合連合会	960-8043	福島市中町 5-18 林業会館内	024-523-3307 024-521-1308	info@fmokuren.jp
茨城県木材協同組合連合会	319-2205	常陸大宮市宮の郷 2153 番 38	0294-33-5121 0294-33-5191	mokuren@atlas.plala.or.jp
栃木県木材業協同組合連合会	321-2118	宇都宮市新里町丁 277 番地 1	028-652-3687 028-652-1046	t-mokkyo@violin.ocn.ne.jp
(一社) 群馬県木材組合連合会	379-2131	前橋市西善町 524-1	027-266-8220 027-266-8223	wood@po.wind.ne.jp
(一社) 埼玉県木材協会	330-0063	さいたま市浦和区高砂 1-14-13	048-822-2568 048-824-0720	lumber@mokkyo-saitama.jp
(一社) 千葉県木材振興協会	283-0823	東金市山田 800 番地	0475-53-2611 0475-53-2000	mokusinkyo@gmail.com
神奈川県木材業協同組合連合会	231-0033	横浜市中区長者町 9- 149	045-261-3731 045-251-4891	kanagawa@kenmokuren.com
(一社) 山梨県木材協会	400-0047	甲府市德行 4-11-20	055-228-7339 055-222-7703	info.ywood@gmail.com
(一社) 東京都木材団体連合会	136-0082	江東区新木場 1-18-8 木材会館内	03-5569-2211 03-5569-2233	tomokuren@nifty.com
新潟県木材組合連合会	950-0072	新潟市中央区竜が島 1- 7-13 木材会館内	025-245-0733 025-243-5475	niigatamokuren@mountain.ocn.ne.jp
富山県木材組合連合会	939-0311	射水市黒河新 4940 富山県農林水産総合 技術センター木材研究 所展示館内	0766-30-5101 0766-30-5102	tomimoku@orion.ocn.ne.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	e-mail
(公社)石川県木材産業振興協会	920-0211	金沢市湊 2-118-15	076-238-7746 076-238-7725	iskenmoku@kenmoku-ishikawa.jp
福井県木材組合連合会	918-8114	福井市羽水 3-110 木材会館内	0776-35-5663 0776-35-7212	fukui-mokuren@fukui-mokuren.jp
長野県木材協同組合連合会	380-8567	長野市岡田町 30-16 林業センター内 301号	026-226-1471 026-228-0580	nkenmokuren@siren.ocn.ne.jp
岐阜県木材協同組合連合会	500-8356	岐阜市六条江東 2-5-6 ぎふ森林文化センター内	058-271-9941 058-272-3858	info@gifu-mokuzai.jp
静岡県木材協同組合連合会	420-8601	静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9F	054-252-3168 054-251-3483	s-mokuren@s-mokuren.com
(一社)愛知県木材組合連合会	460-0017	名古屋市中央区松原 2-18-10	052-331-9386 052-322-3376	lovewood@lilac.ocn.ne.jp
三重県木材協同組合連合会	514-0003	津市桜橋 1-104 林業会館内	059-228-4715 059-226-0679	mokuren@po.inetmie.or.jp
滋賀県木材協会	520-0801	大津市におの浜 4-1-20 林業会館内	077-524-3827 077-522-4258	s-mokkyo@mx.bw.dream.jp
(一社)京都府木材組合連合会	604-8417	京都市中京区西ノ京内 畑町 41-3	075-802-2991 075-811-2593	info@kyomokuren.or.jp
(一社)大阪府木材連合会	559-0025	大阪市住之江区平林南 1-1-8 大阪木材会館 2階	06-6685-3101 06-6685-3102	mokosaka@leaf.ocn.ne.jp
兵庫県木材業協同組合連合会	650-0012	神戸市中央区北長狭通 5-5-18 兵庫県林業会館 3F	078-371-0607 078-371-7662	hyogomokuren@hkg.odn.ne.jp
奈良県木材協同組合連合会	634-0804	橿原市内膳町 5-5-9	0744-22-6281 0744-24-4587	info@naraken-mokuzai.jp
和歌山県木材協同組合連合会	641-0036	和歌山市西浜 1660 和歌山木材会館内	073-446-0592 073-444-0498	wamokuren@nifty.com
鳥取県木材協同組合連合会	680-0874	鳥取市叶 122 西垣ビル 3 号室	0857-30-5490 0857-30-5491	kinoyosa@pastel.ocn.ne.jp
(一社)島根県木材協会	690-0886	松江市母衣町 55 島根県林業会館 3F	0852-21-3852 0852-26-7087	info@shimane-mokuzai.jp
(一社)岡山県木材組合連合会	700-0902	岡山市北区錦町 1-8	086-231-6677 086-232-7549	oka_mokuren@kaiteki-kinoie.or.jp
(一社)広島県木材組合連合会	734-0014	広島市南区宇品西 4-1-45	082-253-1433 082-255-6175	kenmoku@minos.ocn.ne.jp
一般社団法人山口県木材協会	753-0074	山口市中央 4-5-16 商工会館 2F	083-922-0157 083-925-6057	mokuzai@mokkyou.or.jp

会員名称	〒	住 所	T E L F A X	e-mail
徳島県木材協同組合連合会	770-8001	徳島市津田海岸町 5-13	088-662-2521 088-662-2224	info@awa-kenmokuren.com
(一社) 香川県木材協会	761-8031	高松市郷東町 796-71	087-881-9343 087-881-9338	k-mokkyo@msg.biglobe.ne.jp
(一社) 愛媛県木材協会	790-0003	松山市三番町 4-4-1 愛媛県林業会館 3F	089-948-8973 089-948-8974	ehimewic@bronze.ocn.ne.jp
(一社) 高知県木材協会	780-0801	高知市小倉町 2-8	088-883-6721 088-884-1697	info@k-kenmoku.com
(一社) 福岡県木材組合連合会	810-0001	福岡市中央区天神 3- 10-27 天神チクモクビル 3F	092-714-2061 092-714-2062	fvbm0720@nifty.com
(一社) 佐賀県木材協会	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄 278-4 森林会館	0952-23-6181 0952-29-2187	sagakenmoku@vip.saganet.ne.jp
(一社) 長崎県木材組合連合会	854-0063	諫早市貝津町 1112 番地 6	0957-27-1760 0957-25-0242	nagamoku@vesta.ocn.ne.jp
(一社) 熊本県木材協会連合会	862-0954	熊本市中央区神水 1- 11-14 熊本県木材利用普及 研修センター	096-382-7919 096-382-7893	info@kumamotonoki.com
大分県木材協同組合連合会	870-0004	大分市王子港町 1-17	097-532-7151 097-537-8441	senmu@oitakenmoku.jp
宮崎県木材協同組合連合会	880-0805	宮崎市橘通東 1-11-1	0985-24-3400 0985-27-3590	mlumber@miyazaki-mokuzai.or.jp
(一社) 鹿児島県林材協会連合会	891-0115	鹿児島市東開町 3-2	099-267-5681 099-267-2407	info@k-wood.com
(一社) 沖縄県木材協会	900-0033	那覇市久米 2-2-10 那覇商工会議所 4F	098-868-3656 098-863-6431	moku@luck.ocn.ne.jp